

# 太子町創業者融資保証料補助金のご案内

太子町での新規創業に係る投資費用の軽減を図ることを目的とした補助制度です。ぜひご活用ください。

## ★補助内容

【融資制度A】に係る信用保証協会に支払った信用保証料の1/2を補助します。（一事業者あたり上限200,000円）

## ★ご利用いただける方

太子町内で創業するための資金（借換資金除く）を、【融資制度A】のいずれかを利用して融資を受けた法人または個人で、【要件B】にすべて該当する方。（農林漁業、金融業等の一部対象とならない事業者があります。詳しくはお問い合わせください。）

### 【融資制度A】

- (1) 政府系金融機関が実施する融資制度（商工中金等）
- (2) 兵庫県が実施する新規開業貸付の融資制度
- (3) 民間金融機関が実施する上記(1)(2)の創業資金の標準的な条件に準ずるもので町長が認めた融資資金

### 【要件B】

- (1) 創業するための融資を受けた時点で、新たに創業する者または創業後5年未満の者
- (2) 太子町内に主たる事業所を設置後5年未満の町内に住所を有する個人。本店又は主たる事業所を設置後5年未満の法人。どちらも町内で引き続き事業を営んでいること。
- (3) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営む場合は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること。その事業は公序良俗に反しないこと。
- (4) 町税を完納していること
- (5) 特定創業支援事業による支援を修了した者であること。

※特定創業支援事業修了者とは、太子町商工会または姫路商工会議所で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の講座（創業塾）を全て受講し「受講修了証」を交付した者に対し、太子町が「特定創業支援事業」を受けた者として「証明書」を発行した者

## ★申請窓口

太子町役場経済建設部産業経済課 商工観光係  
（揖保郡太子町鵜 280-1）


TEL 079-277-5993

## ★手続きの流れ

### (1) 交付認定申請書の提出

融資を受けた日から2か月以内に交付認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、直接窓口申請してください。

#### ■必要書類■

- 
- ① 金融機関が発行する融資の事実を客観的に確認できるもの。  
（例：融資決定通知書の写し等）
  - ② 金融機関が発行する返済予定表の写し（融資期間全部のもの）
  - ③ 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し
  - ④ 許認可等を要する業種は、許可証等の写し
  - ⑤ 太子町で事業を開始したことが確認できるもの  
（ア）個人…個人事業開業届出書の写し及び住民票の写し  
（イ）法人…履歴事項全部証明書（法務局発行）
  - ⑥ 事業所の位置が確認できる住宅地図等
  - ⑦ 特定創業支援事業による支援を受けた証明書
  - ⑧ その他町の指定する書類
  - ⑨ 誓約書（様式第7号）

### (2) 交付認定書の交付


交付対象予定となるか確認後、交付認定書（様式第2号）と交付申請書（様式第4号）を送付します。



### (3) 交付申請

毎年2月末までに、太子町創業者融資保証料補助金交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、直接窓口申請してください。

#### ■必要書類■

- 
- ① (2)で交付した太子町創業者融資保証料補助金交付認定書の写し
  - ② 金融機関が発行する返済予定表の写し
  - ③ 申請期間の返済事実が確認できるもの（通帳の写し等）
  - ④ 町内で事業を継続している事実を確認できる書類（確定申告書の写し等）
  - ⑤ 補助金振込み指定口座の通帳の写し（名義人がカタカナで記載されているページ）
  - ⑥ 町税の完納証明書
  - ⑦ その他町の指定する書類

### (4) 交付決定

申請内容確認後、交付決定通知書（様式第5号）を送付します。



### (5) 請求・交付

請求書の提出後、指定された口座に補助金を振り込みます。

#### 《注意》

繰上償還等により信用保証協会から信用保証料の返戻金が生じた場合は、その返戻金に応じた補助金を町に返還していただきます。その他、交付認定後に融資内容等に変更があった場合は速やかに連絡してください。